

事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人MIT (以下「この法人」という。)の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 この法人に事務局を設置し、総務・経理等の法人運営に係る事務手続きを行う主体とする。事務局は社員総会の意思決定および代表理事の決定に従い、業務を行う。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長を置く。また、必要に応じて事務局スタッフを置くことができる。

(職務・職責)

第4条 この法人の事務局職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、事務局の事務を統括する。
- (2) 事務局スタッフは、事務局長の命に従い、担当する業務を遂行する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、代表理事が行う。

2 職員の職務は、代表理事が指定する。

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、代表理事又は社員総会の決裁を経なければならない。

付則

この規程は、令和4年5月 日から施行する。